

北海道功労賞表彰候補者選考委員会条例

(設置)

第1条 北海道功労賞の表彰候補者を選考するため、知事の附属機関として、北海道功労賞表彰候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、北海道功労賞の表彰候補者の選考について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降最初に任命される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。